

第 9 1 回平塚市開発審査会 会議録

| | | | | |
|--|---|--|-----|------------|
| 開催日時 | 平成 3 0 年 2 月 2 2 日 (木) 1 5 時 3 0 分 から 1 6 時 3 0 分 | | | |
| 開催場所 | 本館 5 階 5 1 9 会議室 | | | |
| 出席者 | 委員 | 柳沢会長、貝原会長職務代理、白石委員、内田委員、伊藤委員 | | |
| | 処分庁 | まちづくり政策部 難波部長 開発指導課 金子課長、菅間課長代理、清田主管、星野主任 | | |
| | 事務局 | まちづくり政策部 まちづくり政策課 小野間課長、谷田部担当長、道間主事 | | |
| | 関係課 | 環境部 環境政策課 吉岡課長代理、木下主査 | | |
| 欠席者 | 委員 | | | |
| 会議公開の取扱い | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 傍聴人 0 名 |
| 議長 | 柳沢会長 | | | |
| 会議録署名委員 | 貝原委員 | | | |
| <p>会議内容</p> <p>1 開会</p> <p>事務局から、出席委員数が委員数 5 人の過半数に達しているため、平塚市開発審査会条例第 6 条第 2 項の規定により本審査会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>議案 1 提案基準第 1 8 号 既存宅地に係る許可について (1 件)</p> <p>処分庁から案件概要説明</p> | | | | |

委員質疑

用途変更後に事務所となる部分について、新築時から事務所としての利用を想定した設計になっているのではないか。

処分庁回答

申請建築物は、新築時は二世帯住宅としての利用を予定していたためこのような設計となっています。

委員質疑

連たんについて、川を挟んでいるが、それでも連たんしているという捉え方で良いのか。

処分庁回答

川を挟んでいても、橋が架かっており、人が自由に行き来できることから、一体の集落として捉えることができると考えています。

委員質疑

提案の要旨において、「市街化を促進する恐れはありません」と断定しているが、判断基準のようなものはあるのか。

処分庁回答

明確な基準は設けていませんが、当該用途変更は同区内での事務所の移転に伴うものであるため、新たな宅地の供給はなく、都市基盤整備などを要するものでもないことから、市街化を促進する恐れはないと考えています。

○委員意見

既存宅地は、元々宅地である土地について代わりの家が建つというものであることから、次々と人を呼び込むような性質のものでない限りはある程度割り切つてよいと思う。

以上のほか質疑等もないため本案件について承認してもよいかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答し、承認するとの議長のまとめ。

議案 2 提案基準第 10 号 第二種特定工作物以外の運動・レジャー施設である工作物及び墓園に必要な建築物に係る許可について（1 件）

処分庁から案件概要説明

委員質疑

申請建築物の用途は「管理事務所」となっているが、休憩所ではないのか。

処分庁回答

国の通知である墓地計画標準の中で、墓地に必要な最低限の施設として、「事務所、休憩所、水道又は井戸及び駐車場」が示されており、「休憩所は事務所に附属するもの」とされています。

委員意見

開発道路の外側に開発区域が及んでいるが、これはなにか。

処分庁回答

開発道路と畑の高低差を解消するための造成協力地です。

なお、こちらについては市へ移管されません。

○委員より平塚市墓地等の経営の許可等に関する条例に関して、参考意見があった。

以上のほか質疑等もないため本案件について承認してもよいかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答し、承認するとの議長のまとめ。

以 上